

Title	「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティ ブ・ヘルス」概念の生成と展開
Author(s)	谷口, 真由美
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/45758
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、〈ahref="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

五 名 **谷** 口 真由美

博士の専攻分野の名称 博士(国際公共政策)

学位 記 番 号 第 18919 号

学位授与年月日 平成16年4月30日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第1項該当

国際公共政策研究科国際公共政策専攻

学 位 論 文 名 「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念 の生成と展開

論 文 審 査 委 員 (主査)

教 授 村上 正直

(副査)

教 授 床谷 文雄 助教授 栗栖 薫子

論文内容の要旨

1990 年代になってから、性と生殖に関する人権を議論する国際フォーラムや国際文書において「リプロダクティブ・ライツ(reproductive rights)」及び「リプロダクティブ・ヘルス(reproductive health)」という用語が盛んに用いられるようになってきている。しかしながら、これらの概念の具体的な内容は明らかではない。両者の概念は、これを用いる者により、ときに混同され、また、必ずしも共通の理解をもって使用されているわけではない。さらに、両概念の不明瞭さから生じる見解の相違から、これらの概念は宗教的・文化的背景などを異にする人々によって異なる意味で使用され、また、都合よく使用されることもある。例えば、本稿において論証するように、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念は、国際社会においてすでに認められている諸権利の「複合体」であるから、国際会議においては、両概念を構成する権利の内容に対立があるにもかかわらず、妥協の産物として、これらの概念が使用されることがある。そして、このことも、これら両概念の内容を不明瞭にしている原因である。

本稿の目的は、端的にいえば、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念の内容を明らかにし、この両概念を用いることの意義を明らかにすることにある。そのため、本稿は、以下の順序で論述する。まず、第1章では、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念が出現する背景を明らかにし、両概念の内容をひとまず確定しておくために、両概念の構成要素を抽出する。ここに、「ひとまず」と述べたのは、これら両概念が現在でも日々に深化し、豊富化されつつある現状を考慮し、本稿における両概念の構成要素の確定が、将来における両概念の発展を妨げる趣旨をもたないことを明らかにするためである。第1章は、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念が国際フォーラムの場に出現する背景と、これら両概念の定義及び構成要素に関して、これらの概念が国際フォーラムではじめて登場する 1994 年の「第3回国際人口・開発会議(International Conference on Population and Development: ICPD)」(以下「カイロ会議」という)が採択した成果文書を手がかりとして論ずる。

第2章では、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念が、国際社会において、どのようにして登場し、発展を遂げてきたのかを検討する。ここで検討される素材は、法的拘束力をもつ条約に限られず、広く国際社会における合意や、国際社会の認識の深化を示す文書に及ぶ。

第3章では、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念が、人権保護を目的とする条約(以下「人権条約」という。)においてどの程度実定法化しているのか、また、それらの規定の解釈に関し、人権条約の履行監視機関として設置された国際組織(以下「条約機関」ということがある。)がどのような実行を展開しているのかを検討する、検討の対象となる条約及びその条約機関は、「経済的、社全的及び文化的権利に関する国際規約」(以下「社会権規約」という。)、及びその履行監視機関である「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」(以下「社会権規約委員会」という。)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下「自由権規約」という。)、及びその履行監視機関である「人権委員会」(以下「規約人権委員会」という。)、「女子に対するあらゆる形態の差別を禁止する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)、及びその履行監視機関である「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」(以下「女子差別撤廃委員会」という。)、そして、「児童の権利に関する国際条約」(以下「児童権利条約」という。)、及びその履行監視機関である「児童の権利に関する委員会」(以下「児童権利委員会」という。)である。

第3章では、条約機関の解釈にも触れる。そのため、各条約機関が採択する「一般的な性格を有する意見(General Comment)」(以下「一般的意見」という。)や、「一般的な性格を有する勧告(General Recommendation)」(以下「一般的勧告」という。)、「最終所見(Concluding Observation)」を含めて検討する。

第4章は、日本と「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念のかかわりあいを論ずるものである。ここでは、まず、日本が「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念を国内に取り入れてきた経緯が分析され、次いで、この両概念が日本に及ぼし、また、及ぼし得る問題領域にとして、特に、少子化問題、優生保護法の改正問題及び妊娠中絶問題をとりあげ、これを「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」の観点からそれぞれ評価する。

終章たる第5章では、以上の論述を総合的に要約するとともに、今後の課題を明らかにしたい。特に、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念のより詳細な検討のためには、それを構成する諸権利の内容と性質、これらの権利が規律する場面を詳細かつ緻密に検討し、もって、「リプロダクティブ・ヘルス」及び「リプロダクティブ・ライツ」概念の理論化を行わなければならないことを指摘する。

最後に、先行研究について、若干触れておくこととする。諸外国においては、1987 年には既に人口問題と「リプロダクティブ・ライツ」に焦点をあてた論文があり¹、また、国際人権法の分野においても「リプロダクティブ・ライツ」概念に関する論文もある²。さらに雑誌の特集に組まれることもある³。しかしながら、これまで日本においては、本格的な「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念に関する体系的な研究はなされていない。特に、法的な分析を加えたものはほぼ存在しないといえよう。日本における法学的観点からの「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念に関する研究は、谷口真由美・森口佳樹「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念の形成とその意義」(1999 年)⁴ が最初であり、特に、国際法学的観点からの本格杓な論文は、谷口真由美「リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルスの関係ーカイロ行動計画を素材として」(2002年)⁵ である。日本においてもジェンダー学6 や開発学7、医学8 等の分野では、少しずつではあるが研究がなされてい

¹ B. Hartmann, Reproductive Rights & Wrongs-The Global Politics of Population Control (South End Press, 1987).

² R. J. Cook, International Protection of Women's Reproductive Rights, New York University Journal of International Law and Politics, Vol. 24, No. 2, 1992, pp. 645-727, R. J. Cook and M. F. Fathalla, Duties to Implement Reproductive Rights, Nordic Journal of International Law, Vol. 67, No. 1, 1998, pp. 1-16, R. J. Cook ed, Human Rights of Women-National and International Perspectives (University of Pennsylvania Press, 1994), S. Coliver ed., The Right to Know-Human Rights and Access to reproductive health information (University of Pennsylvania Press, 1995), M. K. Eriksson, Reproductive Freedom-In the Context of International Human Rights and Humanitarian Law (Nijhoff, 2000).

³ 例えば、*Nordic Journal of International Law* の Vol.67, No.1, 1998 は所収の論文すべてが「リプロダクティブ・ライツ」に関するものである。

⁴ 和歌山大学『経済理論』第 290 号(1999 年 7 月)83-105 頁。

⁵ 財団法人世界人権問題研究センター『研究紀要』第7号(2002年6月)347-371頁。

⁶ 原ひろ子・根村直美編著『健康とジェンダー』明石書店、2000 年、及び、ヤンソン柳沢由実子『リプロダクティブ・ヘルス/ライツーからだと性・わたしを生きるー』国土社、1997 年等がある。

⁷ 田中由美子・大澤真理・伊藤るり編著『開発とジェンダーーエンパワーメントの国際協力ー』国際協力出版会、2002 年。また、上野千鶴子編著『リプロダクティブ・ヘルス/ライツと環境』工作社、1996 年がある。

るが、これらの分野の研究も未だ不十分である。

以上のように、本稿は、日本において、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念に 関して、国際法学的観点から本格的に考察を加えたものであり、そのような意義がある。

論文審査の結果の要旨

谷口真由美の博士論文は5章からなる。第1章は、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」概念が出現した背景を検討し、両概念を構成する要素を抽出する。谷口は、両概念が登場する背景は異なり、これら両概念の安易な混同は許されないとする。ただ、これら両概念の目的・内容には類似性もあるため、今後は、両概念を総合し、女性の一生涯にわたる性と生殖などの安全と充実などを確保するための諸権利の複合体と理解することが妥当であるという。

第2章では、国際諸文書の検討を通じて、この両概念、特にその核心に位置する「子どもの有無、その数と出産間隔の決定権」が国際社会に登場し、発展してきた経緯を検討する。その結果、谷口は、この権利の萌芽が 1960 年代後半にみられ、徐々にその内容を明確にしながらその後の諸文書に受け継がれ、90 年代に至って両概念の中核に位置づけられるようになったことを明らかにする。

第3章では、まず、両概念を構成する諸権利がどの程度実定法化しているのかを検討し、多くの権利がすでに人権条約で保障されているとする。同時に、そのことが、この両概念の存在価値を減ずるものではなく、人権条約の関連規定の解釈を導くなどの重要な役割を果たしうるという。これを受けて、谷口は人権条約の関連規定に関する条約機関の解釈傾向を検討する。谷口によれば、この両概念に敏感に反応しているのは女子差別撤廃委員会である。規約人権委員会及び児童権利委員会でも関連する活動はみられるものの、未だ十分ではないという。ただ、この両概念が明確に定式化されたのが1990年代半ばであることを考慮すれば、このことはある意味では当然であり、むしろ、今後、この両概念を利用することによって、その解釈活動を充実させる可能性もあるとする。

第4章では、これら両概念と日本とのかかわりあいを検討する。谷口は、日本がこの両概念を国内に取り入れ、それに基づく一定の政策を展開し、それによって法令改正がなされた事例もあることから、この両概念は日本にとっても有意で必要な概念であるとする。しかし、この両概念からみて疑問のある法令や政策が存在していること、また、これら両概念及びそれに基づく政策を警戒し、さらには敵対するような動向もみられることを指摘する。

終章である第5章では、第4章との関連で、諸外国及び日本にみられるこの両概念に対する批判にも妥当と思われる指摘もあるため、今後は、この両概念に対する理解と認識をより深めるとともに、両概念を構成する諸権利とその性格をより明確に提示する必要があるとする。

谷口は、日本における法学の観点からする両概念研究の先駆者の一人である。谷口の博士論文はその集大成であり、そのスケールにおいて他に類例はない。他方、諸外国にはこれら両概念に関する研究もあるが、そのなかにあっても谷口のオリジナリティーを認めることができる。谷口の博士論文は、一国内から生じた運動が国際社会の場に投影され、概念の形成と浸透とを導くとともに、国際社会の動向が日本の法と政策の形成と変更を促すという、国内社会と国際社会との相互作用による螺旋型の発展の一サイクルをトータルに描いた研究であり、そのようなものは諸外国にもない。

谷口の博士論文には、未だ未熟な点や今後解明されるべき諸点を残している。しかし、谷口はそれを自覚し、博士論文のなかでも今後の課題として明記しているから、このことは、むしろ今後の研究の発展を期待させる要素である。 以上により、谷口の博士論文は、谷口が自立した研究者として今後も業績を重ね、学界に寄与することを示すものであるから、審査委員は、その全員一致をもって谷口真由美に対して博士(国際公共政策)を授与することが相当であると判断する。

 $^{^8}$ 例えば、医学の分野では我妻尭『リプロダクティブへルス-グローバルな視点から性の健康をみつめる-』南江堂、 2002 年、及び武谷雄二編『新女性医学大系 11 リプロダクティブへルス』中山書店、 2001 年等がある。